

## 「生活保護受給」等に関する陳情書

私は、憲法第 16 条(請願権)及び地方自治法第 124 条に基づき、次の事項について陳情します。

### 陳 情 趣 旨

憲法 25 条の理念に基づく生活保護法 2 条は「すべて国民は、この法律に定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる」と規定しています。公務員(議員を含む)に対する給与や歳費・報酬等も「支給する・受ける(受給)」と規定しています。個人住民税の非課税の場合は「…障害者・未成年者・寡婦(寡夫)・生活扶助を受けている者」等と規定しています。生活保護法に基づく「生活保護受給世帯」に対して「生活保護受給世帯」を「生活保護利用世帯」とすべき趣旨の報道(一部書籍)がされるようになりました(理由は明らかではありません)利用という場合は「役に立つように使う場合・人を利用する…方便につかう…だしにつかう場合」などもあります。公的年金受給世帯や公的医療保険等の受診の場合に「公的年金利用世帯や公的医療保険利用世帯」ということは通常ありません。公的年金の受給権や公的医療保険の受診権同様に生活保護の受給権が保障されているとの世論が強まっています。どんなに生活に困窮していても、生活保護を申請・決定受給しないかぎり、生活(生活扶助)や医療(医療扶助)は保障されません。高額な国民健康保険料(税)の負担(支払)ができず治療が遅れ病状が重症化したり死亡する事例(我が国最大の人権侵害)からも明らかであると考えます。

### 陳 情 事 項

「生活保護受給」を「生活保護利用」とする旨の表記・表現等については、違和感があると考えますので慎重な取扱いをされたい。